

Lynn Zastoupil, *John Stuart Mill and India*,
Stanford University Press, 1994, xii+280p.

池 田 和 宏

J. S. ミルは、1823年父に引き入れられて東インド会社に入社し、1858年東インド会社滅亡に至る35年間、そこで勤務した。会社内では帝国の業務で最も重要な役割を担う通信審査部に所属し、インド向け送達文書 (dispatches) を起草する仕事に携わった。このインド館でのミルの帝国業務の重要性が正面から取り上げられない限り、彼の思想形成の全体像や様々な政策提案の真の意図が明瞭に浮かび上がって来ないのではないかと考えられる。しかしこのことは、インド館でのミルの活動を明瞭に出来なかった困難性に基づいている。最も厄介な問題は、ミルが35年間の東インド会社勤務で起草した政治=藩王国関係を中心とする総計1713通に及ぶインド向け送達文書、しかも他人によって修正されたり、発送を撤回されたりした文書を検討することの困難性がある。またインドへの『自伝』での沈黙と『経済学原理』や『代議制統治論』での言及との間の関連をどのように理解すべきか、という問題がある。

勿論、これまでにミルのインド論が内外で全く取り上げられてこなかった訳ではない。代表的なものとして先駆的な研究は、E. ストウクス¹⁾の功利主義者とインドとの関係を、歳入と司法部門を中心に論じた労作がある¹⁾。また、M. モイアは、ミルの通信審査部とそこでの送達文書起草に演じた重要な役割を明瞭にすることで、ミルの帝国業務に関する研究の基礎

1) E. Stokes, *English Utilitarians and India*, Oxford, 1959.

を築いた²⁾。更に R. J. ムーアは、アウドにおけるインド人教育と藩王国に関するミルの思想を探求し³⁾、A. L. ハリスは、ミルのインドに対する温情的専制統治を綿密に検討している⁴⁾。我が国でも高島氏が、東インド会社の性格やミルの送達文書の検討を通して、功利主義における自由と権威の問題を解明し、また、原住民教育に関するミルのインド統治問題を扱った優れた論文がある⁵⁾。熊谷氏は、文明観・後進国観との関連で、インド・アイルランド問題を論じ、ミルの土地政策を中心とする議論の詳細な検討を通して、インド経済のイギリス再生産機構への組み入れという観点を明確に論じた労作を著した⁶⁾。これらの諸論文は、ミルの帝国業務に関する研究の基礎を作り上げ、その思想に及ぼした影響を綿密に検討した貴重な論考とすることが出来よう。

本稿で取り上げる L. ザストーピルの著書は、インド統治がミルにどのような影響を及ぼしたかという議論を詳細に展開している。その画期的な意義は、かなり困難と思われる膨大な資料である送達文書を駆使してのミル研究である、というところにある。そしてその研究から重要な結論を引き出している。即ち著者は最終章第6章で、インド村落共同体が、西ヨーロッパ・イギリスの将来の社会像にとって学ぶべき重要な概念を提供している、と結論づける。この大胆な結論に対して著者は、思想の流れは東から西へのものでもあった、と述べる。また従来の研究では、帝国の業務に携わったミルに言及せずに彼の思想形成、功利主義思想を跡づける傾向が

-
- 2) Martin Moir, Introduction, *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. 30, pp. vii-liv.
 - 3) R. J. Moore, John Stuart Mill at East India House, *Historical Studies*, Vol. 20, No. 81, 1983.
 - 4) A. L. Harris, John Stuart Mill: Servant of the East India Company, *Cambridge Journal of Economics*, vol. 30, May, 1964.
 - 5) 高島光郎「東インド会社の J. S. ミル——ミルのインド向け送達文書を巡って——」横浜国立大学『エコノミア』, 第94号, 1987年。同「J. S. ミルとインド原住民教育——東インド会社勤務の一齣——」同, 第99号, 1988年。
 - 6) 熊谷次郎「J. S. ミルのインド・アイルランド論——その文明観・後進国観との関連で——」桃山学院大学『経済経営論集』第23巻第3号, 1981年。

あったことは否めない。しかし帝国の問題を抜きにして、ミルを論ずることは困難であり、そういった意味でもこの問題に真正面から取り組んだ本書は、意欲的な労作とすることが出来るであろう。

本書は6章から構成されているが、以下、著者の議論を各章ごとに検討してみよう。

I.

第1章では、J. ミルのインド社会統治政策が論じられる。J. ミルは、文明進歩の4段階論提唱者の一人であるミラーの影響で『英領インド史』を執筆し、それが社会発達的一般法則のより良い理解に貢献することを意図していた。そして彼の東インド会社での業務は、こうしたスコットランド啓蒙思想の影響を色濃く反映している。

J. ミルによると、社会改良は究極的には政治改良次第であった。そして政治改良を達成するには、社会的・個人的進歩のための教育が重視された。J. ミルの観念連合哲学に基づくと、社会階級間の諸相違は、徳性という先天的相違ではなく、社会環境の相違によって生じることになる。そして政治諸制度がこの状況に影響を及ぼすのである。何故ならそれらは民衆を取り巻く社会的・経済的環境を形成するためである。従って社会改良は、政治改良に依拠することになる。そしてこれが、個人や階級の徳性を形成する社会環境を変更し得るのである。それゆえに、J. ミルにとって社会改良のためにどうしても排除されるべき敵、即ち政治的・経済的支配階級としての貴族階級が存在した。J. ミルによると、財産権の保障から享楽の自由が生まれるのであり、それによって民衆は自分たちが蓄積したものを保障される市民社会へと至る。ところがイギリスは、政治上民衆の犠牲で貴族階級に支配的役割を賦与しており、一般民衆の利害の保障はなされていない。そこでJ. ミルがより良き制度であると考えていたものが、代議制統治であった。また彼にとっての良き市民とは、自らが教育され、私的利害を

追求する適切な環境を生み出す健全な政治秩序の受動的受益者であり、良き統治とは、危険や圧政を免れて私的利益を個人に追求させる一連の合理的諸制度であった。

さて、J. ミルの眼から見るとインド文明は、野蛮な社会を反映したものであって、文明に照らすと到底進歩した状態にはなかった。それゆえにオリエンタリスト的なインドの文化的偉大さへの感傷的見解は、インド改革の機会をイギリス人から奪っていることになるのである。そこで、文明の野蛮な段階の思想と制度を保持するよりも、イギリスがインドの文明段階を引き上げる方が好ましい、という啓蒙思想に基づく路線に沿った急進的な西欧化・合理化政策こそが最善の政策である、と彼は考えたのであった。こうして民衆に健全な環境を創造する統治機構を整える専門家によって、インドを文明化することが主張される。

J. ミルは財産権保護というロック的概念の基礎上に、「蓄積手段をインド人の主題とせよ」⁷⁾と主張する。そしてインドでは、伝統的圧政者から耕作者の財産権を保護する必要性があり、それが達成されるならば新たな環境で個人が繁栄することになり、インド民衆を道徳的改善へと導くことになる。こうした見解は、インド藩王や貴族保護を強調するイギリス行政官批判へと向かい、翻ってイギリス貴族批判へと繋がるのである。J. ミルにとって重要なことは、圧政者から小作農を解放することであり、彼らが自律的で責任ある個人になる諸条件を創造することであった。それゆえに彼の歳入送達文書は、税制での仲介者からの耕作者保護に関する警告の例証に満ちていた。要点は「耕作者の行動を自由にさせておき、兎も角彼が気に入るように畑を耕作させ、彼自身の熟練・資本・勤勉で収穫させる状況に置く」⁸⁾ことであった。このように、J. ミルにとってのインド民衆は良き耕作者になることであった。以上との関連で重要なインド統治政策におい

7) J. Mill, testimony before Select Committee, 25 Aug., 1831.

8) J. Mill, Revenue Department Dispatch, 30 July, 1828.

て、J. ミルはこれまでの間接統治と従属的同盟制度を批判し、イギリスによるインドの直接統治を奨励する。「民衆はどんな類の人々に自分たちが統治されているかほとんど気にしない。……もし彼らが自分たちの暮らしと畑が平和で、余りに重い年々の搾取に苦しめられていないならば、彼らの快適さがイギリスの支配者であろうとインドの支配者であろうと、等しく満足なのである」⁹⁾と陳述していることは、インド人がイギリスの支配を望まないという理由はない、ということになる。そして間接統治という混成したインドとの専制政治よりも、一層優れた制度と思想を導入することがイギリスの課題であると考えて次のように述べる。「民衆の幸福にとって最善のことは、我々自身の統治様式が採択されることであり、我々自身の民衆が政府に管理されていることである」¹⁰⁾と。このように著者は、スコットランド啓蒙思想に基づくインドの西欧化・合理化政策を推進させようとした J. ミルの議論を展開する。

II.

第2章では、J. S. ミルのインド館での業務が、インド原住民教育に関して論じられる。父の合理的教育を受けたミルのインド館での最初の数年間は、父に訓練された特別な助手として特徴づけられる。例えば、インド原住民教育に関する初期の送達文書で、「インド原住民にヨーロッパの技芸と科学を普及させることより重要なものはない」¹¹⁾とミルは述べ、「土着言語は教育の唯一適切な言語」¹²⁾であるとする。こうした見解は、父の「ヒンドゥーあるいはイスラムの言語媒体」を通して、「ヒンドゥーの学問」ではなく「有用な学問(=西欧の学問)」¹³⁾を教授するカレッジ設立への提案と呼応する。このようにミルは父の忠実な追従者であった。ところが1826年、

9) J. Mill, testimony..., 16 Feb., 1832.

10) J. Mill, testimony..., 16 Feb., 1832.

11) J. S. Mill, Public Department Dispatch, 9 Mar., 1825.

12) J. S. Mill, Public Department Dispatch, 16 Apr., 1828.

所謂「精神の危機」を契機に、父の思想からの離反過程が始まるのである。それまで父から余りにも狭隘な教育を受けたために、ミルは人間の思想と行動における感情の役割を大いに欠落させていたことを認識した。そしてロマン主義者たち、特にコールリッジやワーズワースたちの思想との邂逅によって、精神は感情が理性的機能と共に重要な役割を果たす有機体であることを確信する。こうした中、1830年から1835年にかけての多数の教育送達文書は、概ね父の見解に沿ったものではあったが、父からの離反の暗示もあった。父はインド人学識者層を邪悪な排除されるべき階級と見なしていたのだが、それと対抗する思想、即ち、インドで影響力のある学識者層を媒介に西欧の知識を普及させるという、東インド会社内での一般的諒解がミルの内面に混在していたのである¹⁴⁾。

1835年以前には父の影響下、ほとんど自らの見解を開陳できなかったのではあるが、ベンガルにおける教育政策の突然の変更と、父の死とが相俟って、公式とはならなかったが、1836年まさに父と異なる見解の送達文書をミルは起草した。これまでの伝統的なインドの古典学問に保護奨励を与えつつ、英語・西欧科学を接ぎ木してきた教育政策を、総督ベンティンクが英語による西欧学問に転換することを決定した。著者はコールリッジとオリエンタリストの代表者ウィルソンがミルに影響を与え、ウィルソンの論文からこの送達文書を起草したと述べるのだが、証拠不十分の感は否めない。さて、ミルはこの決定に対して「我々が本国イギリスの思想を東洋人に理解させる道具を探し得る唯一の階級、我々の解釈者として我々が信頼できる唯一の階級は、学識者層である」¹⁵⁾と述べる。それゆえにインドの伝統的学問を学ぶ人々のみが民衆に西欧の概念を伝達し得るのであ

13) J. Mill, Revenue Department Dispatch, 18 Feb., 1824.

14) 「教育の諸改善は、……高い階級、つまり余暇を有する人々の教育水準を上げることによってその共同体の思想や感情における有益な変更を生じさせるだろう。」(J. S. Mill, Public Department Dispatch, 29 Sept., 1830.)

15) J. S. Mill, Draft Dispatch on 'Recent Changes in Native Education', PC 1828.

て、英語より先ずサンスクリット・アラビア語教育の必要性を説いてこの決定を批判する。そして「学識者層が未だに高い評価を得てインド民衆に支えられて」いるので、インド民衆の忠誠心への敬意に留意しなければ、漸進的な改良が為されないことになるのである。こうして父が古い秩序を一掃し、代わりに理性的・合理的社会を建設する展望を持っていた一方、ミルは「精神の危機」を経て、自分は父や他人によって形成された産物であるという観念から脱し、知的陶冶が物質的改善と同様に重要で合理的改革と同様に伝統的学問の奨励が好ましいという、父と異なる見地から進歩を見るようになった、と著者は論じる。

Ⅲ.

第3章では、「精神の危機」以後の反改革統治思想の受容が展開される。この章は、著者が「世論の主権」(An Empire of Opinion)派と命名する、インド社会の伝統・感情・意見を尊重する行政官たちとの出会いで、ミルが甚大な影響を受けたことが論じられる。またこの章は、インド館業務でミルに直接的影響を与えた、父と立場を異にする行政官たちの存在を明瞭に提示した著者独自の観点による論考とすることが出来よう。この行政思想家たちは、パークの影響を受け、インドの古代諸制度の保持・世襲貴族の維持・インド民衆の文化への敬意等を重視する一派であり、主要人物として著者はマンロー、マルコム、エルフィンストン、メットカフの高官4人を挙げる。この派に共通するインド統治政策は、イギリスの改革的直接統治ではなく、世襲貴族が社会の指導力を形成することに配慮する間接統治の推奨であった。この派による間接統治擁護は、改革者たち(J.ミル)に対するマンローの次の反論に明白である。「イギリス人はどんな国もイギリスの制度なしには救済され得ないと仮定している」¹⁶⁾と。ただ、著者がJ.ミルの功利の原理を基準とする諸民族の文明段階という歴史認識を持って

16) E. Stokes, *op.cit.*, p. 19.

いたことに余り言及しないことは、多分に不自然さを感じさせるところである。さて、インド民衆は自分たちの指導者がイギリス統治下で階級や地位を下げられるのを見るならば、イギリス人を尊敬できなくなる。従ってインド貴族とその民衆への宥和政策として間接統治は重視されるのである。またマルコムは、伝統的ムガル帝国への敬意をイギリスが払うべきことを主張する。その意図は公的支持を受けている統治者や諸制度が、間接統治の道具に転換されるべきである、というものであった。何れにせよこの派に共通することは、急激な直接統治による社会転換（理性的・合理的西欧化）ではなかった。何故ならイギリスの制度へインド民衆の忠誠心を移行させることは簡単な課題ではなく、反感を買う恐れが十分あったからである。それゆえにインド人の思想・感情・世論・偏見への同感的理解は、良き行政任務のためには必須であった。そしてインドの上流階級を会社が雇用し、イギリスの制度に関わっている感情を抱かせること等の穏健な政策によってイギリス統治に協力する制度の基礎作りを展望していたのである。ミルは「世論の主権」派の思想に接し、当時ロマン主義者や保守主義者から受容しつつあった思想との類似性を認識するようになった、と著者は強調する。

1830年代のミルは、議論や討論でのあらゆる側に幾つかの真理がある、という相対的思想を獲得しつつあった。つまりコールリッジから既存の政治的・宗教的制度の一真理を学び、サン・シモン主義者から社会は発達異なる水準に適した異なる制度を持つ一連の段階を通過する、という原理を学んだ。それゆえにある特定の社会が現在置かれている歴史的状況によって政治制度の価値は考慮されるべきである。従って一つの統治制度が最善とする功利主義的概念は一面的にすぎないことになる。また、ミルはベンサムが政治的忠誠心の重要性を無視することを批判する。「彼（ベンサム）は、人類が確立された政府に真に驚くほど黙従しているのは、単なる習慣と想像力との結果であり、それゆえ制度上の連続性と外面的形態の同一性の維持に基づいており、ゆえに好ましい場合でさえも、新しい制度へ

の移行が困難であること、そして歴史的継続性の断絶のようなこと——古い制度の終焉と新しい制度の開始と呼ばれるもの——が生じた時には大きな動揺があるということに気付かなかったのである」¹⁷⁾と述べる。このことは「世論の主権」派がインドで間接統治の擁護に用いたものと同じものである、と著者は論じる。即ち、インドの政治形態と制度の継続性がなくなれば、イギリス統治の社会的信用は大いに失墜し、脅かされるだろうという懸念と呼応する。こうしてミルは、ジャイプールの原住民政府保持を支持するメットカフに賛成して、1837年に送達文書を起草したのであった¹⁸⁾。

ミルが「世論の主権」派にどれ程影響されたかを示す、著者の提示する証拠は今一つ説得力がないように思われるが、著者がこれまでのミル研究で、初めてインド行政官の影響を論じたことは大いに評価されて良いだろう。

IV.

第4章と第5章では、1830年代から1850年代の主としてアウドとカティアワールにおける政治情勢の変化と、ミルの間接統治支持から直接統治支持への回帰が多数の送達文書を駆使して詳細に検討される。

ミルは1828年のアウドに関する送達文書¹⁹⁾で、東洋の専制君主宥和策を意味なしとする、父同様の急進的改革者の立場にいた。また1834年の送達文書では、アウドの絶え間ない失政による混乱に際し、その処方箋を検討して次のように述べる。「イギリス政府は、王の名において秩序回復に必要な期間、その国の管理を引き受けるべきである」²⁰⁾と。これは明らかに直接統治支持の表明である。ところが1838年の送達文書²¹⁾は、ミルに新た

17) *Collected Workes of John Stuart Mill*, Vol. 10, p. 17.

18) J. S. Mill, Political Department Dispatch, 5 July, 1837.

19) J. S. Mill, Political Department Dispatch, 1 Oct., 1828.

20) J. S. Mill, Political Department Dispatch, 16 July, 1834.

21) J. S. Mill, Political Department Dispatch, 11 Apr., 1838.

な見解表明の機会を提供したゆえに重要である、と著者は論じる。それはアウドの王位継承に関連して発送されたものであるが、ミルは改革者と藩王擁護者との中間的立場にいた。そしてイギリス支配の拡張は「インドのイスラム教徒の中に、まだ彼らに拓かれている権力と位階への数少ない道を野心ある人々から奪う」であろうから、更なる混乱を避けるため、アウド王への同情的態度を採ったのである。ここに間接統治政策支持への移行が見られる。ところが1843年以降の送達文書²²⁾は、アウド王の失政に対する批判に満ち、アウドの間接統治の変更へと転向していくのである。結局、ミルはアウドが会社にとって悪弊をもたらさないよう配慮して政策提案の変更を行ったのであった。何れにしても1843年以前のアウドへのミルの送達文書からは、帝国の展望は言うまでもなく、政策の明確な方向を見出すことも容易ではない、と著者は言う。しかし現存の政治形態批判から既存秩序擁護への確かな移行があったのであり、ミルは間接統治支持によって父の急進的イギリス行政制度導入の考えを確かに捨てたのである。

カティアワルに関する送達文書も、アウドに関する送達文書と同様の傾向を示している。1830年代後半から1840年代初めまでは、ミルは「世論の主権」派の支持者であった。そしてミルの送達文書は、コールリッジやサン・シモンの著書から学びつつあった思想の影響を反映し、進歩の原動力と永続の原動力との間の均衡への関心は、間接統治擁護と同時進行したのであった。

ところが1840年代から1850年代にかけて、ミルは再び急進的改革政策の支持者となる。これはベンサム主義への回帰と照応している。インド統治に関しては、父のイギリスによる直接統治が最善の改革をもたらすとして、間接統治政策を撤回するに至る。こうしたきっかけとなったのは、野心あるタルクダール（大土地所有者）たちがアウドで社会混乱を惹き起こ

22) 例えば、J. S. Mill, Political Department Dispatch, 28 Mar., 1843, 7 Mar., 1845.

し、社会状況を悪化させ続けたことが挙げられる。そしてアウドの間接統治が無政府と悲劇を生み出しただけで失敗したことをミルに確信させた。それゆえに会社はもはやアウドで「事態の哀れな状況の受身の見物人のままだいる」²³⁾ ことは出来ない、という送達文書を起草するに至った。また直接統治支持への別の要因は、西洋の制度を課すのではなくて、古代村落共同体に活気を与えようとするイギリス行政官の下で、北西州が直接統治によって繁栄していたことであった。更にミルをアウドの間接統治に関する見解において再考させたのが、1848年以降の総督ダルフージであった。ダルフージはインドの急速な改善を促進させる見解を持ち、インドに西洋文明を持ち込んで、急速な近代化策を成功させた。そして、1856年ダルフージによってアウドは併合されたのである。ミルがアウド併合で間接統治政策を捨て、1830年代初期に父と共有していた見解に回帰したことは明白であった。但し、ダルフージが一つの小藩王国を吸収することを決定した時、ミルはそれに反対している。その藩王国は、はるか以前に起源を持ち、「民族的」政府の下にあり「外国人」によって支配されてきていない。従ってイギリスの直接統治は好ましくなく、イギリスは真にインド古代政治構造を持つところに手を着けるべきではない、とミルは述べる。ここにミルの「世論の主権」派の影響が残っている。そして、ミルがダルフージの直接統治拡張政策に距離を置いているのは明白であり、また、疑いなく「世論の主権」派の原理を保持している、と著者は述べるのである。

V.

著者は、思想の流れはまた、インドからヨーロッパへのものでもあった、と注目すべき主張をした。この大胆で斬新な主張は一体どういう意味であったのだろうか。それが最終章第6章で以下のように展開され、明らかにされる。先ず H. メインの著書『西洋と東洋における村落共同体』が、

23) J. S. Mill, Political Department Dispatch, 4 July, 1848.

晩年のミルによって積極的に採り上げられる²⁴⁾。メインは西ヨーロッパとインドでの土地支配の本来の制度が、村落共同体による共同経営 (joint partnership) であったという結論を引き出した。しかし西ヨーロッパでは封建制度が村落共同体の権利侵害に基づいて取って代わった。そして村落共同体の共同権が、土地の絶対的財産権によって抑圧されたことをミルに確信させ、封建的財産権制度は必然的なものではなく、ただ一つの可能性であるとした。それゆえに、もし国民が共通財産を個人の財産に転換する過程を止めたいならば、そうする道徳的権利 (moral right) を持つのである。そして個人の財産を何らかの新しいかつより良い共同財産に再転換させるならば、その国民は確実な道徳的権利の合法的利用をなすことになる、とミルは確信したのである。著者によると、ミルは二つの点でメインと異なる。第一にミルはインド村落共同体に対して、西洋に対する劣等性を信じなかった。なるほどミルは国民的水準でどのように代議制統治が村落自治から発達できるのか見なかったのだが、晩年にインド村落が西ヨーロッパのためのある種の模範であると確信した。第二に、ミルは帝国統治の十分な正当性を提供するものとして、村落共同体の当然とされる後進性を見ていなかった。確かに『代議制統治論』の一節は、ミルが恐らく帝国的なものであろうと、インドで共通の中央権威の必要性を見ていたことを示す。しかしミルのメインに対する評論は、インド村落がイギリスや西ヨーロッパにおけるより良い社会経済制度への可能性を提示しているのである。そしてミルは、インドが今日持っているものをイギリスはかつて所有していたのであって、イギリス国民は土地の共同財産権返還が良い考えでないかどうか尋ねる道徳的権利があるのだと強調する。更にイギリスは、かつて享受し、未だインドでは保持されている共同財産権の改良版を創造することで改めて出発するべきである、とミルは主張する。著者がここで採り上げたミルの道徳的権利という慣習的権利の復活こそが、イギリ

24) *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. 30, pp. 215-221.

ス土地所有制度改革にとってまさに重要な最大の鍵となるのである。こうした考えに基づいていたからこそ、ミルは貴族的土地所有制度解体への政策提案を唱え、晩年、土地保有改革協会で活動した。そしてミルがこの最も重要な概念となる道徳的権利を、とりもなおさずインドの村落共同体から学んだからこそ、思想の流れはインドからヨーロッパへのものであった、という画期的な新機軸を出したのであって、その意味で著者の功績は大きいと言えよう。